

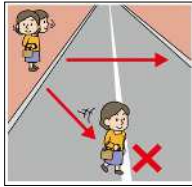
バタ! こんな横断していませんか? 横断歩道を渡りましょう!



【信号無視】



【横断歩道外横断】



【斜め横断】



【直前直後横断】

歩行者の死亡事故のうち、「道路横断中」が占める割合が 67.2% (令和5年度中) で全体の約7割を占めています。
(愛知県統計資料)

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名

愛知県
各市町村
愛知県警察本部
中部管区行政評価局
名古屋地方検察庁
名古屋法務局
名古屋保護観察所
中部運輸局
中部運輸局愛知運輸支局
愛知労働局
中部地方整備局
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路公社
愛知県道路公社
愛知県交通安全協会
愛知県安全運転管理協議会
愛知県社会福祉協議会
愛知県公民館連合会
愛知県老人クラブ連合会
愛知県青少年団体連絡協議会
日本ボーイスカウト愛知連盟
愛知県青年団協議会
日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会
愛知県人権擁護委員連合会
愛知県女性団体連盟
愛知県地域婦人団体連絡協議会
愛知県子ども連絡協議会
愛知県青少年育成県民会議
愛知県医師会
愛知県保護司会連合会
名古屋人権擁護委員協議会
愛知県弁護士会
名古屋青年会議所
名古屋青年団協議会
名古屋地域女性団体連絡協議会
名古屋市区協力委員議長協議会
愛知県交通安全母の会
愛知県教育委員会
愛知県小中学校長会
愛知県公立高等学校長会
愛知県私学協会
愛知県私立大学協会
愛知県私立短期大学協会

愛知県公立幼稚園・こども園長会
愛知県私立幼稚園連盟
愛知県社会教育委員連絡協議会
愛知県小中学校PTA連絡協議会
愛知県公立高等学校PTA連合会
愛知県私立保育園連盟
愛知県専修学校各種学校連合会
各市町村教育委員会
名古屋市教育委員会
名古屋市立小中学校長会
名古屋市立高等学校長会
名古屋市立幼稚園長会
名古屋市立小中学校PTA協議会
愛知県自動車会議所
愛知県トラック協会
愛知県タクシー協会
名古屋タクシー協会
愛知県バス協会
愛知県バス運送協同組合
愛知県自家用自動車協会
J A F 愛知支部
愛知県自動車整備振興会
愛知県自動車販売店協会
愛知県軽自動車協会
愛知県中古自動車販売協会
愛知県自動車部品販売協会
中部自動車リース協会
愛知県レンタカー協会
日本自動車査定協会
中部地区自動車管理業協会
愛知県道路標識・標示業協会
自動車事故対策機構名古屋主管支所
軽自動車検査協会愛知主管事務所
自動車安全運転センター愛知県事務所
愛知交通安全産業労働組合協議会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
愛知県自転車モーター商協同組合
愛知県二輪車普及安全協会
愛知オートバイ事業協同組合
愛知県石油商業組合
愛知県指定自動車教習所協会
愛知県サイクリング協会
愛知県ウォーキング協会
愛知県名古屋市道路利用者会議

愛知県高速道路交通安全協議会
全日本学生自動車連盟中部支部
日本郵便株式会社東海支社
東海旅客鉄道株式会社
中部鉄道協会
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
名古屋臨海鉄道株式会社
衣浦臨海鉄道株式会社
愛知環状鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
名古屋臨海高速鉄道株式会社
愛知県土木研究会
愛知県生コンクリート工業組合
愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会
愛知県経営者協会
愛知県商店街振興組合連合会
全国共済農業協同組合連合会愛知県本部
愛知県遊技業協同組合
名古屋商工会議所
愛知県損害保険代理業協会
損害保険料率算出機構中部本部
愛知県すし商生活衛生同業組合
愛知県麺類食堂生活衛生同業組合
愛知県中華料理生活衛生同業組合
愛知県社交飲食業生活衛生同業組合
愛知県料理生活衛生同業組合
愛知県飲食生活衛生同業組合
愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
愛知県食肉販売業生活衛生同業組合
愛知県食肉生活衛生同業組合
愛知県水産生活衛生同業組合
愛知県美容業生活衛生同業組合
愛知県興行協会
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
愛知県公衆浴場生活衛生同業組合
愛知県クリーニング生活衛生同業組合
各報道機関
(順不同)

【合計 270 実施機関・団体 2024 年4月18日現在】

《自転車安全利用五則》

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



事務局 愛知県防災安全局県民安全課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

T E L 052-954-6177 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

F A X 052-954-6910

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

2024 年の交通安全県民運動実施要綱

《期 間》

2024 年 7 月 11 日 (木) から 7 月 20 日 (土) までの10日間
※「県内一斉大監視」7月16日(火) 午前7時から午前9時の間

《目 的》

夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、通勤・通学や配達を目的とする自転車利用のニーズが高まっているほか、屋外で遊ぶ子どもたちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、交通事故の発生が心配されます。

さらに、夏特有の解放感から飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

そこで、夏の交通安全県民運動を下記の運動重点により県民総ぐるみで展開し、県民一人一人が交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

《運動重点》

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と交通ルールの遵守
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

《スローガン》

ストップ・ザ・交通事故 高めようモラル 守ろうルール

《サブスローガン》

実践しよう 交通安全スリー・S運動



Stop (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow (スロー)

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

Smart (スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

愛知県交通安全推進協議会

《運動の進め方と取組内容》

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

◎2024年広報重点

- 運転者へ **一瞬の よそ見一生 駄目にする**
- 歩行者へ **横断中 スマホ見るより まわり見て**
- 自転車利用者へ **ヘルメット かぶって守ろう 命とルール**

◎取組内容

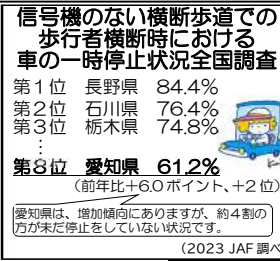
運動重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と交通ルールの遵守

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、斜め横断をしないなど交通ルールの遵守徹底を図る。
- 走行車両の直前・直後の横断や横断歩道外横断、信号無視等の危険性を周知する。
- 横断時に、ドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。また、横断中も周囲の安全確認を実践するよう周知する。
- 幼児・児童（小学生）に対し、道路の安全な通行方法について、日常生活や教育現場において、発達段階に応じた交通安全教育等を推進する。
- 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
- 「歩きスマホ」の危険性を周知する。

(2) 歩行者の安全確保

- 明るい服装の着用や、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促進する。
- 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進するとともに、通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。
- ※ 「ゾーン30 プラス」…最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイス（ハンブ、スモーズ横断歩道等）との適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域。
- 通行の妨げとなる不法占有物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等を推進する。



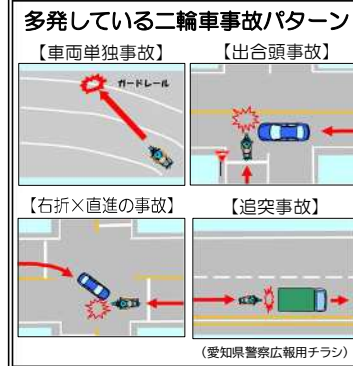
運動重点2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

(1) 運転者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、丁寧な運転の励行を推進するとともに、サブスローガンである「交通安全スリーS運動」の実践を働き掛ける。
- 横断歩道の標識や標示（ダイマール）を見たら、速度を落として、横断歩道に歩行者がいないかを確認し、横断し又は横断しようとする歩行者等がいる場合には必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう「横断歩道における歩行者優先」を徹底する。
- 歩行者優先の徹底を始め、安全運転意識の向上を図るための交通安全教育や広報啓発を推進する。
- 運転中のスマートフォン等の通話のための使用や画像の注視の危険性について広報啓発を推進する。
- 夜間における効果的なハイビームの活用を促進する。

(2) 二輪車運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性及び速度超過の危険性、事故の傾向等の周知や、ヘルメットの正しい着用（あごひもの確実な結着等）とプロテクター・エアバッグジャケット等の着用による被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育や広報啓発を推進する。



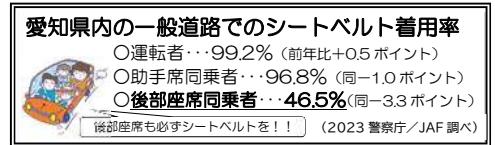
(3) 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転による人身事故は7、8月に多く発生していることを踏まえて、酒類を提供する飲食店等における、飲酒運転根絶を呼び掛けるポスターの掲示等を促進する。
- 「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や飲酒をせず運転する人を決めておく「ハンドルキーパー運動」や「飲酒運転四（し）ない運動」を促進し、飲酒運転根絶に向けた各種広報啓発活動を地域ぐるみで展開する。
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底する。



(4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 特に着用率の低い後部座席シートベルトの着用義務の徹底を図るとともに、その必要性や効果についての理解促進を図る。
- 運転手は**全席シートベルト着用を確認してから出発**することの徹底を図るとともに、「カチッと100!」を合言葉に、後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用100%を目指す。
- チャイルドシートの使用義務を周知するとともに、こどもの体格に合ったものを選び、確実な取付けを行うなど、正しい使用を促進する。



(5) 妨害運転（あおり運転）等の防止

- 妨害運転（あおり運転）等の悪質性・危険性の周知と罰則について広報啓発を推進する。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を広報するとともに、ドライブレコーダーの更なる普及を促進する。



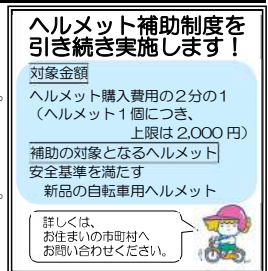
(6) 高齢運転者の交通事故防止

- 高齢運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車について普及啓発に努めるとともに、サポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進する。
- 身体機能の変化等により、安全運転に不安がある運転者等に対する「安全運転相談窓口」（#8080）を積極的に周知し、必要に応じて利用を促す。
- 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策について広報啓発をする。

運動重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

(1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- 全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けて、広報啓発をさらに促進する。
- 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促進する。
- 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車等への乗車・降車・停止時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用の広報啓発を推進する。
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を徹底する。



(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- 「自転車安全利用五則」の周知及び自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- イヤホン及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」や、傘差し等による「片手運転」の危険性を周知し、指導を徹底する。
- 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや、自転車配達員に対する交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。



(3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知及び被害軽減に資するヘルメット着用を徹底する。
- 特定小型原動機付自転車の販売事業者・シェアリング事業者と連携し、利用者等に対する安全利用についての広報啓発を推進する。